

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成31年4月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

第2項第11号を削り、同項第12号中「株式会社近畿大阪銀行」を「株式会社関西みらい銀行」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この公告は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)